

# 観光実務人材確保・育成事業業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要項

## 1 事業概要・目的

コロナ収束後、国内外からの観光需要は一層高まりを見せている一方で、社会情勢や旅行者の価値観の変化に伴い、旅のスタイルや宿泊ニーズは多様化している。

こうした中、宿泊業においては、質の高いサービスを持続的に提供していくため、現場の最前線で宿泊業務や調理業務等を担う人材の確保・育成・定着が喫緊の課題となっている。

ついては、学生等に対して宿泊業の魅力ややりがいを知る機会を提供し、兵庫県内の宿泊業で働くことへの関心を高めるとともに、就職希望者と宿泊事業者とのマッチング機会を創出することにより、宿泊業を支える実務人材の確保を支援することを目的に本事業を実施する。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務委託料

7,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 4 応募資格

本プロポーザルへ応募することができる者は、次のすべてを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、ひょうご観光本部との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募書類の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

オ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 複数の者がグループを構成して応募する場合は、次の事項に注意すること。
  - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。

- イ 申請書の記名押印等については、すべての構成者が行うこと。
- ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。
- エ 代表者及びその構成者は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

## 5 公募スケジュール

公募開始	令和8年5月18日(月)
質疑の受付	令和8年5月18日(月)～5月22日(金)17時まで
参加表明	令和8年5月22日(金)17時まで
質疑に対する回答	令和8年5月27日(水)(予定)
応募書類の提出	令和8年6月2日(火)17時まで
審査期間	令和8年6月3日(水)～6月9日(火)
契約の締結	受託候補者決定後、すみやかに

## 6 提案に係る手続

### (1) 募集期間

#### ア 参加表明

本プロポーザルに応募する意思がある者は、令和8年5月22日(金)17時までに参加表明書(様式1)を電子メールにて送付すること。

#### イ 応募書類

- (ア) 企画提案書(様式任意) 10部
- (イ) 見積書(様式任意) 10部
- (ウ) 暴力団の排除に関する誓約書(様式2(押印不要)) 1部

#### ウ 提案受付期間

令和8年6月1日(月)まで(9時から17時の間(土日祝を除く))

※ 締切後はいかなる理由があっても、提出を認めない。

### (2) 提出先

「11 事務局」まで

### (3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにてデータを提出すること。持参及び郵送による場合も、電子データを提出すること。

なお、いずれも受付期間内必着とする。

※ 郵送による場合は、郵便追跡サービス等、配送状況が確認できるサービスを利用すること。

### (4) 質疑の受付及び回答

#### ア 受付期間

令和8年5月22日(金)17時まで

#### イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。(様式任意)

ウ 質問に対する回答

原則、ひょうご観光本部のホームページにおいて、すべての質問及び回答を公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。

(5) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ウ 提案に係るすべての費用は応募者の負担とする。

エ 参加表明後に応募を取りやめる場合、及び応募書類提出後に辞退する場合は、その旨と理由を事務局まで電子メールにより連絡すること。

## 7 受託事業者等の選定

(1) 選定方法

審査会を設置し、別紙審査基準案に基づき、提案内容を総合的に審査し、最も高い評価を得た応募者を受託候補者として選定する。また、1位の者が複数の場合は、会長が受託候補者を決定する。

なお、審査は書面審査にて実施する。

(2) 審査結果の通知

選定の結果は、事務局から応募者全員に対して文書で通知する。

(3) 審査対象からの除外(失格事由)

ア 「4 応募資格」に該当しない場合

イ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ ほかの応募者との談合、協調行為が疑われる場合

エ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

カ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行うこと

(4) 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、審査を実施する。ただし、審査の結果、受託候補者を選定しない場合がある。

## 8 選定の取消し

(1) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消すことがある。

(2) 受託候補者として選定された者が、契約締結までに、本要項に定める応募資格を喪失したとき等は、選定を取り消す可能性がある。

## 9 契約締結に関する事項

- (1) 受託候補者に選定された者と業務委託契約締結に向けた協議を行う。契約時の業務実施内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査結果を踏まえ、提案内容から修正を求める場合がある。
- (2) 受託候補者は、原則として、7(2)の結果通知日の翌日から起算し7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、双方の負担とする。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、本体価格に100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (3) 一度提出のあった書類は、原則として差替えを認めない。
- (4) 受託候補者となった者が、応募資格を喪失した場合、又は契約前協議が調わない場合、ひょうご観光本部は審査の結果が時点だった者と契約を締結することができる。その場合、該当者に対して、別途その旨を通知する。
- (5) 提案時に応募者が提示する金額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は受託候補者決定後に締結する契約書による。

## 11 事務局

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当：蓑島  
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1  
電話：078-361-7661(直通) FAX：078-361-7662  
E-mail：[minoshima@hyogo-tourism.jp](mailto:minoshima@hyogo-tourism.jp)

## 審査基準案

評価項目	視点	配点
<b>1 業務理解度の評価</b>		
事業背景と目的の理解	現時点における観光需要の高まりや人材不足、採用活動に関しての課題を的確に捉え、課題解決に向けた業務として、適切な設計がなされているか。	<b>15</b>
<b>2 企画構成の評価</b>		
全体戦略の妥当性	大学生、留学生、転職者等の多様なターゲットが宿泊業への関心を高め、マッチング機会を創出するための創意工夫が見られるか。	<b>10</b>
現実的かつ効果的なスケジュール設定	学業や就職活動、宿泊事業者の繁忙期等を十分に考慮し、効果的な実施時期を組み込んだ全体スケジュールが提案されているか。	<b>5</b>
<b>3 企画提案内容の評価</b>		
参加者の確保	参加希望者数の確保のため、大学や調理師専門学校、宿泊事業者等に対して、確実性の高いアプローチや周知方法が計画されているか。	<b>10</b>
合同企業説明会	マッチング機会を多く作ることも念頭においた内容となっているか。外国人先輩社員の確保策や交流会の内容など、具体的な提案があるか。	<b>20</b>
専門学校や他事業との連携	調理師専門学校との具体的な連携内容や県事業との連携方法など、具体性をもった提案がなされているか。	<b>15</b>
効果測定・分析	各業務において実施するアンケート結果や参加事業者へのヒアリング等から、次年度以降の課題抽出や新たな提案につながる分析が期待できるか。	<b>5</b>
<b>4 実施体制</b>		
業務遂行能力と専門性	兵庫県の実情に明るい人物が配置され、観光事業や人材事業等の本事業に関連する豊富な実績やノウハウを有しているか。	<b>10</b>
管理体制と情報セキュリティ	委託者と円滑な連絡・調整体制が整備され、個人情報保護や機密保持について、万全な管理体制が講じられているか。	<b>5</b>
<b>5 予算</b>		
見積りの妥当性	各業務実施に係る費用が具体的に積算され、かつ妥当であるか。	<b>5</b>